

笠置町監査委員告示第6号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和8年5月15日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和8年4月30日(木)
午前9時30分から午前10時45分まで
場 所 笠置町役場2階 議員控室
監 査 対 象 1. 障害福祉事業について
2. 令和8年度主要事業について

2. 監査内容

定期監査において以前に指摘した事項に対する対応状況及び令和8年度の予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

① 障害福祉事業について

障害福祉事業については、利用実態に応じた適切な支援が継続されており、現場において丁寧な制度運用が行われていることを確認した。今後も障害のある方が安心して地域生活を継続できるよう、安定した事業運営に努められたい。

一方で、障害者医療費助成制度については、高齢化の進行に伴う医療費増加や町独自負担の拡大が見込まれることから、将来的な財政負担を見据えた制度の適正化について検討を進める必要があると考える。制度を一律に縮小するものではなく、限られた財源をより広く有効に活用できるよう、他の福祉施策とのバランスも踏まえながら、持続可能な制度運営に向けた議論を進められたい。

また、医療費抑制や住民福祉向上の観点からは、予防重視型施策への転換が重要であり、健診受診率向上、糖尿病重症化予防、生活習慣改善など健康づくり施策をより一層推進されたい。特に若年層から中年層に対する健康意識向上は大きな課題であり、情報発信方法や参加しやすい仕組みづくりについても工夫を図られたい。

② 令和8年度主要事業について

健康管理システム及び検診データ分析事業については、今後も保健指導や健康課題分析に有効活用し、住民支援の充実につなげることを期待する。更にシステム導入に留まることなく、実際の予防施策や保健活動へ反映させる取り組みを進められたい。

今後、福祉・医療分野の需要増加が見込まれる中、限られた財源を有効に活用しながら、住民福祉の維持向上に向け、継続的な制度検討と施策改善に取り組まれることを要望する。